

立候補制に基づく正副議長選挙について

市議会では、議会基本条例に基づき、議員の投票において選出する議長と副議長の選挙経過を明らかにし、透明性のある議会運営を目指すこととし、平成30年8月以降、立候補制に基づく正副議長選挙を行います。

1. 概要

議長及び副議長選挙を執行するにあたり、立候補者における所信表明を実施、公開し、インターネット中継を行います。

2. 所信表明の実施

長浜市議会8月臨時会において

3. 立候補者の公開

臨時会前日開催の選挙委員会終了後に、正副議長それぞれの立候補者を公表します。

4. インターネット中継

以下ホームページから所信表明をご覧ください。

○長浜市>長浜市議会>議会中継>生中継（本会議・委員会）

<http://nagahama.media-streaming.jp/live/>



5. その他

本件は、平成29年に実施した「議会基本条例の検証」結果において今後検討すべき課題とし、「議会活性化検討委員会」で検討、議長へ答申のあった『議長・副議長選挙の透明化』の内容に基づき、実施するものです。

■「長浜市議会 議長及び副議長の選出に関する申し合わせ」

1 趣旨

長浜市議会基本条例第6条第3項に基づき、議長及び副議長の選出に関し必要な事項を定める。

2 選挙委員会

- (1) 議長及び副議長選挙を執行するにあたり、立候補兼所信表明及び立候補取下げの受理、所信表明の順番の決定並びに所信表明に対する質疑の受付のため選挙委員会を設置する。
- (2) 選挙委員会委員は、各会派の代表とする。ただし、会派の代表が立候補する場合は、会派を同じくする別の議員が委員となる。
- (3) 会派に所属しない議員には、委員長が選挙委員会の内容を連絡する。
- (4) 選挙委員会の委員長（以下「委員長」という。）及び副委員長は、委員会において互選する。
- (5) 選挙委員会は、選挙終了と同時に解散する。

3 立候補

- (1) 議長及び副議長に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、様式1「立候補届出兼所信表明申出書」により、それぞれ選挙日の開庁日で3日前の正午までに委員長に届出るものとする。
- (2) 立候補を取り下げるときは、様式2「立候補取下げ申出書」により、選挙日の開庁日で1日前の正午までに委員長に届出るものとする。
- (3) 委員長は、選挙委員会が受け付けた(1)及び(2)の内容を全議員に周知するとともに公表する。

4 所信表明

- (1) 所信表明は、議長及び副議長選挙が行われる本会議の休憩中に議場で行う。
- (2) 所信表明の順番は、選挙委員会においてくじで決める。
- (3) 所信表明は公開とし、インターネット中継も行う。
- (4) 所信表明の発言時間は、1人10分以内とする。
- (5) 様式1「立候補届出兼所信表明申出書」に記載された所信表明の概要に対し質疑があるときは、選挙日の開庁日で1日前の正午までに、候補者毎に、様式3「質疑発言通告書」により委員長に通告する。なお、質疑の方式は一括質問一括答弁（再質問なし）とし、発言時間は答弁を除き5分以内とする。
- (6) 所信表明に対する質疑の順番は、選挙委員会においてくじで決める。

(7) 所信表明の進行は、委員長が行う。

5 その他

(1) 立候補並びに所信表明は、議長及び副議長選挙の対象者を法的に制限するものではなく、立候補者以外の議員に対する投票も有効とする。

(2) この申し合わせのほか、議長及び副議長の選挙に関し必要な事項は、議長及び選挙委員会で協議する。

附 則 この申し合わせ事項は、平成30年8月1日から申し合わせる。

■長浜市議会会議規則の規定

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

■地方自治法の規定

第 97 条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第 118 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

■公職選挙法の準用規定

第 46 条 選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者 1 人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。（単記無記名投票）

第 48 条 身体の故障等により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票管理者に申請し、代理投票させることができる。

第 95 条 選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、有効投票総数の 4 分の 1 以上の得票（法定得票数）がなければならない。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙長（議長）がくじで定める。

第 68 条 選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 一投票中に 2 人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 投票すべきものの氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、

身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を自書しないもの

(6) 何人を記載したかを確認し難いもの